

行政相談の国際交流活動

オンブズマンとは▶▶▶▶法令等に基づき任命・設立された権威ある者・機関が中立的な立場から国民の苦情を受け付け、解決を図る制度（スウェーデン発祥）

総務省の行政相談制度

総務省行政評価局・行政相談委員・行政苦情救済推進会議の三者から成る行政相談制度は、我が国独自のユニークな制度として、我が国の実情に即した公的なオンブズマンであると国際的に認識を得ている

国際的機関での活動： 日本のオンブズマンとして、以下の2つに加盟

国際オンブズマン協会 (IOI: International Ombudsman Institute)

- 目的: オンブズマンの概念や制度の普及・発展
- 設立: 1978年 ○本部: オーストリア 会長: ナミビア
- 正会員: 160機関(80国・地域)
- 総会: 4年に1回(併せて世界オンブズマン会議開催)
- 地域会議(アジア・ヨーロッパ等6地域)
- 日本の活動:
 - ・1994年加盟(正会員: 総務省行政評価局長)
 - ・総会/世界オンブズマン会議に出席。行政相談制度についての発表⇒行政相談制度の発信/意見交換
 - ・研修に参加⇒知見の吸収
 - ※ 2016年3月、国際フォーラム及びアジア地域国際研修を開催し、行政相談制度を発信

アジア・オンブズマン協会(AOA: Asian Ombudsman Association)

- 目的: アジアにおけるオンブズマンの概念や制度の普及・発展
- 設立: 1996年 ○本部: パキスタン 会長: パキスタン連邦
- 正会員: 30機関(20国・地域)
- 総会: 2年に1回 理事会: 年1回
- 日本の活動
 - ・1996年加盟(創立メンバー、創立から現在まで理事に選任) ⇒年次理事会に出席
 - ・総会/オンブズマン会議に出席。行政相談制度についての発表 ⇒行政相談制度の発信/意見交換
 - ・総会/オンブズマン会議、理事会の日本招致 (総会/オンブズマン会議 2001年・2011年、理事会 2016年)

二国間での活動： ベトナム(国家監察省)と協力の覚書締結(2013.4)

○国家監察省の概要

- ・ベトナムに22ある中央省庁のうちの一つ
- ・任務: ①監察 ②苦情・告発の処理 ③汚職防止
- ・監察総監(大臣)は、国家主席による任命、国会が承認
- ・2014年に苦情対応の強化のための新しい法律「市民対応法」が施行

○総務省と国家監察省との間の覚書の概要

- ・行政苦情救済の分野における協力の推進
- ・双方の経験と技術の交換のため定期的に訪問団を派遣し、研修等を行う

○ベトナムの状況と今後の技術協力

- ・2000年以降、ベトナムは国を挙げて法整備・行政機構の改革に向けた取組に着手 ⇒ より透明で強固なガバナンスの構築が急務
- ・苦情救済制度の構築と法遵守を促す政府機能の強化は、全ての行政機能の有効性・効率性の強化につながるとの認識
- ・行政相談を始めとした日本の苦情救済制度を学ぶために、ハイレベルでの交流とより深い研修内容が求められている